

湯浅町公式ツイッターアカウント運用方針

1 趣旨

この方針は、湯浅町公式ツイッターアカウント（以下、本アカウント）の運用に関する基本事項を定めるものとする。

2 目的

ツイッターを情報提供媒体に位置づけ、湯浅町に関する情報発信手段を拡充することにより、町民をはじめとする多くの方が町政情報に触れる機会に触れることを目的とする。

3 アカウント

- (1) アカウント名：和歌山県湯浅町
- (2) ツイッター ID：@yuasa_town

4 運用管理者

運用管理者は、政策企画課長とする。

5 運用方法

- (1) 町民等への情報発信を目的とし、イベント情報、緊急情報等を発信する。
- (2) 情報発信内容
 - ①防災、防犯、防災無線、その他緊急を要する情報
 - ②町民の生活に関する情報
 - ③子育て、教育に関する情報
 - ④健康づくり、高齢者支援及び生活学習に関する情報
 - ⑤観光、イベントに関する情報
 - ⑥湯浅町公式ホームページとの連携による情報
 - ⑦その他湯浅町が適当と認める情報
- (3) 情報発信は、平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。（土日祝日、年末年始 12 月 29 日から 1 月 3 日を除く。）ただし、緊急を要する情報や運用管理者が必要と判断した情報については、この限りではない。

6 返信・フォロー・リツイート・いいね等への対応

- (1) コメントやダイレクトメッセージへの個別返信は行わない。また湯浅町への意見、要望への返信等も行わない。
- (2) 本アカウントからのフォローは原則行わない。ただし、次の事項に定めるアカウント等について、運用管理者が必要と認めるものはこの限りではない。
 - ①国または地方公共団体

②湯浅町とイベント等を共催する団体

③湯浅町の施設を管理している公共性の高い団体

(3) 本アカウントからのリツイートは原則行わない。ただし、前項(2)に定める団体について、運用管理者が認めるものはこの限りではない。

7 注意事項

利用者がコメントを投稿するに当たり、次の事項に定める投稿については予告なく削除する場合がある。

(1) 法律、法令等に違反するもの

(2) 公序良俗に反するもの

(3) 犯罪行為を助長するもの

(4) 政治、宗教活動を目的とするもの

(5) 特定の個人、団体、企業、地域等を誹謗中傷、または名誉もしくは信用を傷つけるもの

(6) 本人の承諾なく個人情報の開示、情報漏洩するなどのプライバシーを侵害するもの

(7) 湯浅町を含む他者へのなりすまし、虚偽や事実と著しく異なるもの

(8) 湯浅町および第三者の知的財産権(著作権、商標権、肖像権等全ての権利)を侵害する恐れのあるもの

(9) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利目的のもの

(10) 虐待的、卑猥、下品、侮辱的な文言、ヘイトスピーチ等不適切な内容を含むもの、およびウェブページ等へリンクするもの

(11) 本アカウント利用者を他のウェブページへ誘導することを目的とするもの

(12) 有害なプログラムへの誘導

(13) 同一利用者による連続投稿、似通った内容のもの

(14) 利用規約に反するもの

(15) その他、本アカウントの運営上、他人に不利益を与える等運用管理者が不適當であると判断した内容

8 知的財産権

本アカウントに掲載している写真、イラスト、音声、動画、記事等(以下、コンテンツ)の知的財産権は、湯浅町もしくは湯浅町以外の原著作者等に帰属する。

9 免責事項

(1) 本アカウントに掲載される情報の正確性、完全性、有用性には万全を期するが、湯浅町が完全に保証するものではない。

(2) 利用者が本アカウントの情報をを用いて行う一切の行為について、湯浅町は何ら責任を負うものではない。

- (3) 本アカウントを通じて生じた利用者間のトラブル、もしくはその被った損害または本アカウントに関連して生じた利用者と第三者との間のトラブルもしくはその被った損害についても湯浅町は何ら責任を負うものではない。
- (4) 湯浅町は、予告なく運用方針の変更や運用の見直し、または運用を中止する場合がある。

10 停止または削除

ツイッターでの情報提供が困難となった場合は、その理由を湯浅町公式ホームページに記載し、本アカウントを速やかに停止または削除する。

11 適用

この運用方針は、令和4年2月8日から適用とする。